

令和8年3月吉日

保護者各位

横浜平沼高等学校

校長 小島 由美

「ビジサポ学校賠償プラン」の加入について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。保護者各位におかれましては、日頃より当校教育活動に関し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり既に「総合的な探究の時間」あるいは「キャリア教育」の導入が本格的に実施されています。「総合的な探究の時間」、「キャリア教育」は、これまでとかく画一的といわれた学校の授業を見直し、地域や生徒または学校の実態に応じて創意工夫を生かした特色ある教育や、国際理解、情報、環境、福祉・健康といった従来の教科をまたがる課題に関する学習を行なえる時間を創出するものです。これらの学習によって、子供たちが各教科等の学習で得た個々の知識を結びつけ、総合的に働かせることによって、主体性・独創性を育み、みずから学び考える力を育成することを目指しています。

このような時間の創設により、学校外での教育活動や行事が増加することになりますが、これによって様々な事故が発生する可能性が増大する側面もあります。生徒自身がケガを被った場合には、スポーツ振興センターの災害共済給付が適用されますが、生徒が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりといった賠償責任については補償がありません。校外の授業や行事が増加するのに伴い、このような第三者に対する賠償責任の危険は増大すると考えられ、これに対する保険の手当が重要であると考えております。

つきましては、このような学校管理下中または通学中の「賠償責任」を補償する「ビジサポ学校賠償プラン」を採用したくご案内申し上げます。このプランは学校の管理下における生徒の責任を一括して補償するもので、学校の管理下中に補償を限定して加入する保険です。

なお、個人の責任を補償するという性質上、保険料は一部保護者負担となるものですが、趣旨をご理解いただき、ご賛同賜ります様お願い申し上げます。別紙にその概要と個人の賠償責任についてまとめましたので、ご高覧ください。

敬具

記

1. 補償額：対人事故・対物事故とも共通で1事故1億円限度（見舞費用は10万円限度）
2. 掛け金：P T A負担分、生徒1名当たり 660 円
3. お支払方法：P T A会費から充当いたします。

以上

別紙 ビジサポ学校賠償プランの概要

(正式名称：統合賠償責任保険)

1. 概要

「ビジサポ学校賠償プラン」は学校の施設や業務に起因する賠償事故または学校の管理下中の生徒の行為に起因する賠償事故等を補償します。

《基本補償》

学校の施設の使用・管理や教育業務の遂行に起因して、生徒・児童その他第三者にケガをさせたり第三者の物を壊した場合、学校（教職員を含みます）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

さらに学校管理下中(※)の生徒・児童の個人行為によって、他の生徒・児童その他第三者に損害を与えた場合、これらの方が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※学校管理下中とは、学校業務（教育活動、クラブ活動、学校行事、課外指導等の教育活動等）を学校または教職員が遂行している間、およびその業務の遂行や運営について指示・監督を行なうべき状態の下にあることをいいます。学校と学校業務が行われる場所の移動中、学校または学校業務が行われる場所と自宅との移動中が対象となります。

《見舞費用補償》

本来損害賠償責任が発生しない同一スポーツ中での事故についても身体・財物ともに
最高1事故10万円までの被害者見舞費用が支払われます。

2. 対象となる事故の例

〈個人行為事故〉

- 休み時間に生徒が自分の水筒を取ろうとしたところ、他の生徒の水筒を誤って床に落としてしまい破損させたもの。
- 生徒が職業体験の際、実習先のパソコンのコードに足をひっかけてしまい破損させてしまった。

〈被害者見舞費用〉

- 体育の授業中に蹴ったボールが顔面にあたり眼鏡を破損させたため、見舞金を支払った。



3. 補償金額（限度額）

基本補償（I 施設業務特約）	被害者見舞費用
1 事故支払限度額 免責なし (対人対物共通)	身体の障害 1 名につき 財物の損害等 1 事故につき
1,000 万円	10 万円

※保険金をお支払いできない場合やお支払いできる保険金に限度額があります。詳細につきましては、学校総務グループへご照会ください。

引受保険会社：日新火災海上保険株式会社 東京都墨田区太平 4-1-3 オリナスタワー16 階 TEL：03-6705-2436

2024年6月作成 2404-0014